

## 委員 長 報 告 書

さる 3 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 35 号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

議案第 46 号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議案第 52 号 橋本市・高野町・伊都消防組合消防通信指令事務協議会  
規約の制定に関する協議について

を審査するため、3月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

### 記

議案第 35 号は、市長の権限に属する事務分掌の一部を変更するものである。組織・機構については、防災の重要性が増しているため市民安全課を防災に特化した防災推進室とし、従来の交通安全対策・防犯業務を総務課に、協働・消費生活業務を環境衛生課に所管替えする。これに伴い市民部を市民生活部、環境衛生課を市民生活環境課に名称変更する。また、企画経営室の男女共同参画業務と、教育委員会社会教育課の男女共同参画啓発業務を人権推進室に所管替えし、これに伴い人権推進室を人権・男女共同推進室に名称変更する。また、いきいき長寿課と地域包括支援センターを統合するなど組織改革するもので、いずれも 4 月 1 日実施予定である。

委員から、防災推進室、人権・男女共同推進室への職員配置について  ただしがあり、人事異動と関連するため現時点の予定であるが、防災推進室には女性職員を含め 5 人の正規職員配置を考えており、加えて消防部局との人事交流も検討している。人権・男女共同推進室は 4 人の正規職員配置を予定している  との答弁がありました。

市民への周知について  ただしがあり、広報はしもとによる周知のほか、庁舎案内表示板の変更や総合案内での対応を考えている  との答弁がありました。

議案第 46 号は、進出企業の投下固定資産税の一部を還付する奨励金について、現在、土地については操業開始までの期限に定めはあるが、家屋並びに償却資産については定めがないため、操業を開始するまで時間を要している理由の一つとなっている。また、本市と和歌山県の奨励金制度の交付対象期限が異なるために申請手続きが煩雑になるなどの制度上の課題がある。このため、進出企業の操業を促進するとともに、進出企業の事務軽減のため県の奨励金制度と整合を図るなど所要の改正を行うものである。

委員から、質疑・意見等はありませんでした。

議案第 52 号は、橋本市、高野町及び伊都消防組合による消防通信指令事務の共同管理・執行に向けて、橋本市・高野町・伊都消防組合消防通信指令事務協議会を新たに設置するために必要となる規約を定めるものである。

委員から、本協議会の運営に要する費用の負担割合について ただしがあり、協議会設立に向けた準備委員会の協議において、前年度の消防費にかかる基準財政需要額（事業費補正なし）に基づき算出することとし、各市町の負担は橋本市 63.3%、かつらぎ町 21.3%、九度山町 7.8%、高野町 7.6%となっている。正式には、協議会設立後、関係団体の協議により決定することになる との答弁がありました。

他団体における審議状況について ただしがあり、伊都消防組合、高野町ともすでに議会で可決された との答弁がありました。